

善通寺市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（案）について

1. 要旨

「善通寺市企業立地の促進に関する条例」を廃止し、「善通寺市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」を新たに制定する。

2. 背景

近年の企業の海外生産拠点の国内回帰の動きや、地方での拠点整備の機運の高まりを好機と捉え、本市の地域特性や強みを活かしながら、新たな雇用創出や地域経済の発展に繋がる戦略的な企業誘致の取組みを推進するべく、所要の見直しを行うもの。

3. 概要

	現 行	新条例
対象地域	市内全域	市内全域（ <u>地域未来投資促進法に基づく促進区域</u> ）
適用基準	投下固定資産（土地、建物及び償却資産）に係る <u>固定資産税評価額の総額</u> [新設] 5,000 万円以上 [拡張・移転] 2,500 万円以上	投下固定資産（土地、建物及び償却資産）の取得価格が1億円（農林業及びその関連業種は5千万円）を超えるもの
免除内容	対象資産に係る固定資産税の3年間の課税免除	対象資産に係る固定資産税の3年間の課税免除
対象分野	[日本標準産業分類_大分類] <u>建設業、製造業、情報通信業、運輸業</u> <u>郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業</u> <u>不動産業、物品賃貸業、学術研究</u> <u>専門・技術サービス業、宿泊業、</u> <u>飲食サービス業、生活関連サービス業</u> <u>娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）</u>	①ものづくり基盤技術産業（建設機械・電気機械・造船等）の集積を活用した成長ものづくり分野 ②エネルギー・基礎素材型産業及びその関連産業の技術を活用した成長ものづくり分野 ③食料品産業及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ④先端的研究開発や知的財産を生かした技術を活用した産業の研究開発分野 ⑤瀬戸大橋や高松空港等の交通・物流インフラを活用した運輸・物流産業及びその関連産業分野 ⑥コンパクトで快適な立地環境を活用したデジタル関連分野 ⑦エネルギー・基礎素材型産業の技術を活用した環境・エネルギー分野
その他		<u>地方交付税による減収補填措置あり。</u>